

4038 日ペルー経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日ペルー経済連携協定では、附属書 1 で具体的な譲許の内容を定めています。日本側における即時関税撤廃、段階的引下げによる関税撤廃、関税割当等の譲許の区分については、附属書 1 第 2 編第 1 節の「日本国の表についての注釈」で規定されています。

(参考：日本国の表についての注釈)

表 4 欄	内容	主な品目
A	協定の発効日に関税を撤廃	アスパラガス（生鮮）、製材
Bn	協定の発効日から「n+1 回」の毎年均等な関税の引下げ。基準税率から「n+1 回目」で撤廃 n=3, 5, 7, 10, 15, 16 初 回：協定発効日 次回以降：4 月 1 日	アスパラガス（調製品）、オレンジ、アメリカおおあかい
P	協定発効時から約束した税率を適用（現行税率等からの即時関税引下げ）	ます（冷凍）、きはだまぐろ（冷凍）
Q	関税割当を設定	豚肉、鶏肉、とうもろこし（菓子用・飲料用）
R	協定の発効日から 5 年目に交渉	パイナップル、オレンジジュース（冷凍）、トマトピューレー
X	関税撤廃等の譲許なし	米麦、米麦調製品、砂糖

※ペルーの表については、協定附属書 1 第 3 編第 2 節（英文）を参照願います。

日・ペルーの関税譲許に関する条文

- ・ 日本の表（協定附属書 1 第 2 編第 2 節）（和文）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_x01_j.pdf
- ・ ペルーの表（協定附属書 1 第 3 編第 2 節）（英文）
http://www.mofa.go.jp/region/latin/peru/epa201105/pdfs/jpepa_x01_e.pdf